

共通

ポイント交換申込書

別紙

必ず次ページの《本申込書の記入にあたっての注意事項》を確認のうえ、ご記入ください。

現在、交換ハガキや交換申込書での申込が多く受付されており、審査に時間がかかっております。(申請と同時に交換した場合も含む) 交換申込にあたっては、インターネットからのお申込みが便利です。

受付番号	G									
氏名					生年月日	明治	大正	年	月	日
					連絡先	昭和	平成	-	-	

ポイントの情報

商品交換期限は、令和2年6月30日(必着)です。下記に希望する商品を記入し、ポイントの交換申込みを行ってください。

① 利用可能ポイント数

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ポイント

欲しい商品を上から順に記入します。(ポイントが不足する場合、記入が下の商品を取り下げます。)

記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
1					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			
+						
記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
2					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			
+						
記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
3					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			
+						
記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
4					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			
+						
記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
5					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			
+						
記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
6					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			
+						
記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
7					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			
+						
記入番号	商品コード	—	ポイント	× 数量	=	ポイント
8					=	
メモ欄	事業者名 事業・サービス名		商品名			

② 合計利用ポイント数

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ポイント

③ 交換後の利用可能ポイント数(=①-②)

※商品交換期限後、当該ポイントは失効します。(令和2年6月30日)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ポイント

★複数枚使用する場合、最後の一枚に計算結果を記入してください。

- 商品はおおむね、申込みから1か月程度で発送されます。(事業者が提供時期を予め公表しているものを除く) 一度にまとめて申込みを行うと同時期に届く場合がありますので、収納場所等ご確認のうえ申込みください。
- 申請と同時に交換申込みを行う場合、納品依頼は審査完了後です。納品依頼時に受付期間外である商品の交換は行えません。(不備がない場合、審査には通常1.5~2か月程度を要しますので、ご注意ください。)



次世代住宅ポイント ポイント交換申込書同意事項

※商品の交換は事務局ホームページの「商品交換に係るガイドライン」に則って行います。
 なお、「ポイント交換申込書」を利用する場合、以下も適応されますのでご注意ください。

1. 商品コード等の不備

記入した商品コードに誤りがあり、希望商品が特定できない場合、事務局は当該希望商品の商品交換の申込みを無効とし、利用可能なポイントに加算して再度ポイント通知を送付します。なお、誤りのある希望商品があるときでも、他の正しく記入された希望商品の商品交換は行います。

また、未成年の申請者が、酒類の商品交換の申込みを行うことはできません。

2. ポイントの不足と優先順位

記入した商品コードが指定する希望商品の商品交換に必要なポイント数やポイントの計算に誤りがある場合であって、当該希望商品の交換に必要なポイントに不足がないときは、事務局は、事前に申請者等に連絡することなく正しいポイント数に訂正の上、商品交換を行います。

また、商品交換に必要なポイントが不足する場合、事務局は、利用可能なポイントの範囲内で記入番号の順に従い商品の交換を行います。

3. 商品の変更・取り消し

申請者は、申込みを行った当該希望商品の変更または商品交換の申込みの取り消しを行うことはできません。

天候等の止むを得ない理由により納品完了報告の期限までに申請者に納品し、納品完了報告を行うことができなかったことが明らかになった場合、交換商品事業者は申請者に対して交換商品の納品予定日の変更、代替商品への変更等の協議を申し出ることがあります。申請者は、交換商品事業者からの協議に応じなければなりません。

4. 住所変更

申請者は、引っ越し等により申請書類に記載した住所の変更があった場合、速やかに事務局に連絡を行い、その指示に従ってください。交換商品事業者の責めに帰さない事由(申請者の不在、受け取り拒否、事務局に対する事前の通知なしの住所変更、前項の協議が整わなかった場合等。)により、令和2年8月31日までに納品できない場合または期限にかかわらず納品できないことが明らかになった場合、交換商品事業者の申し出に基づき、事務局は、商品交換の申込みを無効とすることがあります。

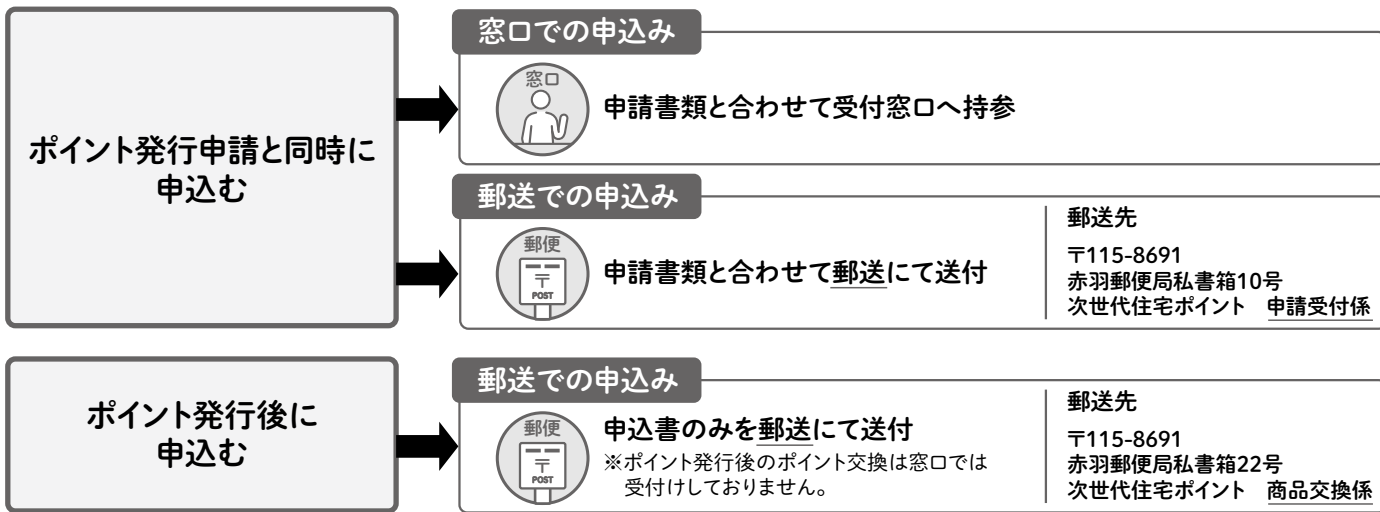
5. 商品交換の期限

商品交換は、令和2年6月30日(以下「商品交換の申込み期限」という。)までにポイント交換機能の利用、またはポイント交換申込書およびポイント交換申込ハガキ(以下「ポイント交換申込書」という。)を事務局に郵送することにより、商品交換の申込みを行ってください。なお、ポイント交換申込書による商品交換は、商品交換の申込み期限までに事務局の定める私書箱に郵送(必着)しなければいけません。なお、期限を過ぎて利用されていないポイントおよび当該ポイントに付随して生じる一切の権利は本制度の終了をもってすべて失効します。

6. 免責

ポイント交換申込書の紛失、郵送等の遅延、または申込みの不備等によって商品交換が行われない等の事故について、事務局等はその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる申請者およびその他の者の損害等に対していかなる義務も負いません。

ポイント交換申込書の提出方法



※商品交換期限は令和2年6月30日(必着)です。

期限を経過して交換されずに残っているポイントはすべて無効となります。

※ポイント発行申請と同時に申込みを行わない場合は必ずポイント発行後に申込みを行ってください。

(ポイント発行申請を提出後、ポイントが発行されるまでは交換申込みはできません。)

次世代住宅ポイント事務局

ナビダイヤル 0570-001-339 (通話料がかかります) | 9:00~17:00
 ※IP電話等からのお問い合わせ先 042-303-1553 (土・日・祝含む)

ホームページ

<https://www.jisedai-points.jp>



左記のQRコードからジャンプできます